

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機
（399））

2. 日時：令和3年5月19日 16時15分～18時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

角谷管理官補佐、義崎管理官補佐、建部主任安全審査官、照井安全審査
官、中村原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他7名※

5. 要旨

（1）中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等
への適合性のうち、重大事故等対策に関する電源設備について、当日の
提出資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【電源設備】

- S A - L / C用受電遮断器に係る設計変更が、変更前の設計方針である「予期せぬ範囲の受電を防止するため」に対して悪影響を及ぼさないとする考え方を資料上明確にすること。
- 重大事故等時の対応手段選択フローチャートについて、手順の優先順位の記載を適正化すること。

（3）中国電力株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：

島根2号炉の代替交流電源設備による非常用所内電気設備と代替所内電気設備の電原供給の考え方について